

青梅業務核都市基本構想（素案）へのご意見の概要

「青梅業務核都市基本構想」の策定に際し、本年2月2日に「青梅業務核都市基本構想（素案）」を公表するとともに、都市整備局ホームページ等により、意見募集を行いました。短い期間にもかかわらず貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

ここでは、お寄せいただいた主なご意見の概要と、ご意見に対する都の考えを紹介させていただきます。

1. 意見募集の結果

- ・ 募集期間 平成21年2月2日から同年2月16日まで
- ・ 意見総数 6通

2. 主な意見の概要と意見に対する都の考え

構想の策定について

- ・ 素案には現在の経済状況が盛り込まれておらず、はるか10年も20年も前の構想をやきなおして提出しているように思える。くらし優先、内需優先、地球温暖化を止めるために、緑・農業を守り発展させる方向へ転換すべきであり、そういう基本方針がこの素案には欠けている。再考をお願いし、反対する。
- ・ 今日の時点における基本構想の策定は、時代に合わないのではないか。これ以上、日本の国土、青梅市の自然や農地を破壊してはならないと思うので、策定を中止するよう求める。
- ・ 基本構想は、無駄な公共事業を推進していこうとするものであり、賛成できない。
- ・ 青梅業務核都市としての将来像には異存はないが、それには「青梅市総合長期計画」で十分である。なぜ業務核都市として整備しなければならないのかが不明確である。

（都の考え）

- ・ 我が国が人口減少社会に入り都市構造・産業構造が転換する中、東京都は10年後の東京を策定し、緑あふれる都市に再生させることを目指しています。そこで、業務核都市「青梅」については、自然環境や伝統文化との調和を踏まえつつ、付加価値の高い地域独自の産業づくり・就業の場づくりを進め、青梅らしさを十分に生かしながら、業務核都市として重点的に育成・整備を図ることにより、多摩地域の自立性を高め、東京圏全体の発展に寄与することを目的としています。
- ・ 具体的には、圏央道の利便性を生かし多摩シリコンバレーの形成に向けた研究施設等の立地促進など、産業拠点や物流拠点の整備、青梅らしさを生かした文化、観光、健康等の機能の拡充、農林業の育成など、地域の特性を生かしたまちづくりを進めていきます。

財政負担について

- ・東京都のどこに、この業務核都市基本構想を実現させる経済的な支えがあるのか。
- ・相当の事業をやるうとしているが、財政見通しについては、一言の記載もないのはおかしい。大企業優先の公共事業は止めるべき。市民のためにどれだけの費用対効果があるのか疑問である。

(都の考え)

- ・本基本構想の実現のために、26の中核的施設を位置づけており、このうち、既存の施設は22であり、新規の施設は4となっています。既存施設については、各所有者が施設の有効活用を図るものですが、必要に応じ部分的に改修等を施します。新規施設については、今後の社会経済情勢等を十分に踏まえながら、市が適切に対応していきます。
- ・また、公共施設の整備については、都と市の役割分担のもと、適切に進めていきます。

人口フレームに関するもの

- ・2015年の人口を14万9千人と推定しているが、こんなに人口は増えないのではないか。

(他に2件の同様意見あり)

(都の考え)

- ・市の人口フレームについては、都が策定した都市計画区域マスタープラン(平成16年4月)において想定した数値です。
なお、市の基本構想では、平成24(2012)年における想定人口について、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するための余裕を持たせ、15万人を目標としています。

まちづくりに関するもの(- 1 青梅中心市街地地区)

- ・青梅、東青梅、河辺の駅周辺の昔からの商店はどんどん廃業に追い込まれている。市民が安心して営業ができ、住み続けられるまちづくりが求められる。
- ・大型店舗参入への規制強化対策を抜きにしては「中心市街地の活性化など活力あるまちづくり」は実現できないのではないか。
- ・青梅、東青梅、河辺の駅周辺で、青梅の自然環境を生かした活力あるまちづくりを進めるには、高層ビル等を建築させないよう高さ規制を実施していくことが不可欠である。特に、河辺駅前のタウンビルBから霞台中学の一带は文教地区として位置づけ、これ以上の高層ビルの建築をさせないよう規制すべきである。

(都の考え)

- ・本基本構想では、観光資源などの交流機能とも連携させながら、魅力と個性のある商業地を形成し、地域の豊かな市民生活を支えていくこととしています。
- ・大型店舗の参入については、事業者と地元商店街との十分な話し合いの下、両者が繁栄し、中心市街地がより活性化することが大切であると考えています。
なお、店舗面積1,000㎡を超える大規模小売店舗の新設等にあたっては、都への届出対象となっており、周辺の地域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について適切に配慮する必要があります。
- ・高度規制及び文教地区については、都市計画法上、地元市が指定することとなっています。

まちづくりに関するもの（ - 2シビックコア計画）

- ・シビックコア計画は賛成できない。
- ・市役所新庁舎建設後、ケミコン跡地のシビックコア整備に早急に取り組んでもらいたい。

（都の考え）

- ・シビックコア計画は、市民の利便性の向上のために、駅周辺に点在している官公庁施設や教育・文化などの機能を集約化する、行政サービス機能の集積を図るものであり、市が検討を進めているものです。

まちづくりに関するもの（ - 1インターチェンジ周辺地区）

- ・貴重な農地をつぶしてしまうことはあとに後悔を残す。開発計画は取りやめるべき。
- ・物流拠点を優先して考えないで、農地として続けて利用していただけるように優先的に考えていただきたい。
- ・市の中で最も広い豊かな農業地域であり、従来から農業振興地域として指定してきた。農畜産物の供給地域として、地産地消の振興をこそ図るべきである。
- ・市街化調整区域として農地優先使用の原則を守り、ハイテク産業、流通機能等の導入については厳しく規制していくことが必要である。

（都の考え）

- ・本基本構想では、「本地区周辺の市街化調整区域においても、農業振興との調整を図りながら、物流機能などの導入を含め、健全で秩序ある土地利用について検討する」としています。
- ・青梅インターチェンジ周辺のまちづくりについては、地元市が、地権者の方々と話し合いを進めながら、主体的に取組を進めています。
- ・農地の保全、農業振興地域の農業振興策については、地元市が地元農業者・JA等の意見を聞きながら検討しており、都としても適切に対応していきます。

まちづくりに関するもの（ - 2多摩シリコンバレー）

- ・東アジアを代表するなどの表現は、開発を大規模に進めるように思える。開発計画は取りやめるべきと考える。
- ・「東アジアを代表する産業拠点の一つに育成していく」とは何を根拠にして言えるのか。

（都の考え）

- ・「10年後の東京」（東京都 平成18年12月）においては、圏央道等の整備や横田基地の軍民共用化を契機に、多摩地域を首都圏の中核拠点として更に発展させることを目標とするとともに、多摩地域を中心とした埼玉県から神奈川県にわたる広域多摩エリアを、多摩シリコンバレーとして、首都圏にとどまらずアジアを代表する産業拠点に発展させることとしています。
- ・具体的には、産業支援拠点のコーディネート機能や交流機能を強化し、異業種、異分野間や都域を越えた連携による新事業の創出を促進することで、多摩シリコンバレーを形成し、アジアを代表する産業拠点として発展させていきたいと考えており、青梅インターチェンジ周辺地域も、その拠点の一つとして育成していきます。

まちづくりに関するもの（その他）

- ・青梅エリアは、自然環境に恵まれているイメージが強い反面、遠い等の阻害イメージもあり、より身近なエリアとしていく方策が大切。例えば、インターチェンジ周辺では、産業集積だけでなく、一般の人々が楽しめる商業系施設やレジャー施設といった集客施設の誘致も検討してはどうか。
- ・青梅市には本格的なホテルがほとんどないという現状をとらえ、観光の便、進出企業の便、さらに市民の利便性にも配慮し、ホテル整備について言及すべきと考える。

（都の考え）

- ・いただいたご意見については、地元市に伝えるとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。

横田基地に関するもの

- ・東京の平和を守るためにも、米軍基地撤去の立場に立つよう求める。安易に軍民共用化の表現を使うべきではない。
- ・軍民共用化は、都が米軍に対して要請したことであるが、米軍から何の対応もなく、基本構想にこのような不確定なことを盛り込むことは避けるべきではないか。

（都の考え）

- ・「10年後の東京」（東京都 平成18年12月）においては、首都圏の発展を支えるとともに、国際競争力を回復させるため、空港・港湾機能を強化することを目標としており、首都圏の空港機能を補完し、首都圏西部地域の航空需要に対応するため、横田基地の軍民共用化への取組を進めていくこととしています。
- ・平成18年5月の日米両政府の合意に従い、平成20年9月には、横田空域の一部返還が実施されました。
- ・横田基地の軍民共用化については、日本の国際競争力を強化し、国力を維持するために不可欠な国家プロジェクトととらえ、今後とも、国と都が一枚岩となって米側に働きかけ、軍民共用化の早期実現を図っていきたいと考えています。

交通基盤の整備に関するもの

- ・多摩新宿線は本当に必要なのか。この建設には膨大な費用がかかることも考えられるので、推進計画を見直すべき。
- ・核都市広域幹線道路、多摩新宿線などの道路整備については、検討する必要はない。

（都の考え）

- ・東京都は、東京圏全体を視野に入れた集積のメリットを生かす多機能集約型の新たな都市構造である「環状メガロポリス構造」の構築を目指しており、業務核都市青梅は、本構造において核都市として位置付けられています。
- ・環状メガロポリス構造を実現するためには、こうした拠点都市間の連携を図るために重要な道路、鉄道などの広域交通ネットワークの整備が必要です。このことから、構想路線である核都市広域幹線道路及び多摩新宿線について検討するものです。

バス路線に関するもの

- ・バス路線から外れている交通不便地域について、新たな小型のコミュニティバス等を位置づける必要がある。
- ・現行のダイヤ、路線の少なさを解決するためにも、市営のコミュニティバスの循環運行を行うべきである。

(都の考え)

- ・いただいたご意見については、地元市に伝えました。

緑の保全に関するもの

- ・農林業の振興や保全がかかっているが、本当に保全されるのか危惧を持つ。特に、青梅インターチェンジ周辺の農地と市街化区域内の農地の減少が心配される。農地を保全するための相続税問題等の抜本的な対策をとることを記載する必要がある。
- ・農業の後継者がいなくなってきたが、日本の農業を守り、安全な食料を確保していくためにも、後継者を育成し、農業で生計が立てられるよう、国・都で支援していただきたい。
- ・林業の振興のため、行政が核になって住民が参加するシステムをつくっていくことが必要である。
- ・「青梅の緑」の確保と崖崩れ等の災害防止を図るためにも、崖線への宅地開発への規制を強化すべきである。緑に関する規制・誘導の具体化を図っていくことが必要である。

(都の考え)

- ・東京都では、国に対し、都市農地保全のため生産緑地制度と相続税制度の改善を行うよう、提案要求を行っています。
- ・なお、青梅インターチェンジ周辺のまちづくりについては、地元市が主体的に取り組を進めており、農地の保全、農業振興地域の農業振興策について、地元農業者・JA等の意見を聞きながら検討しています。
- ・農業後継者の育成については、東京都では、国や関係団体と連携して、生産振興、研修制度、融資制度等をつうじて、後継者の確保・育成を推進しています。
- ・林業と住民参加については、都民の方々の森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に資するため、「都民の森」を設置しています。
- ・崖線の緑の確保については、都が策定した都市計画区域マスタープラン(平成16年4月)において、青梅市内における国立公園、山地、丘陵地や多摩川とその崖線緑地は、今後ともその保全に努めることとしており、適切に対応していきます。

河川の改修に関するもの

- ・霞川の改修工事では、兩岸歩道が樹木の一切無い改修道路に変わっている。ウォーキング歩道は車道と切り離し、樹木や草花等の緑の潤いのある散歩道にすべきである。
- ・日野詰橋より上流は、時間雨量30mm対応で川幅を拡張する必要は無い。既存の護岸にある桜並木等も是非残していくべきである。

(都の考え)

- ・霞川は、時間あたり50mm規模の降雨に対応した治水施設を確保するために、河道の拡幅及び橋梁の架替えを進めています。
- 河川管理用通路については、地域の意向も踏まえ、地元自治体とも調整しながら、河川管理上支障ない範囲で植栽を施すなど環境に配慮した遊歩道の整備を進めていきます。

周知方法等に関するもの

- ・基本構想についての市の考え方が示されていないし、市民に対して広報等で何ら周知されていない。このような中、わずか2週間で意見募集をするのは非常に唐突である。青梅市及び周辺地域を含めたシンポジウムや公聴会等を開催するなどして、意見を汲み上げて策定していくべきである。

(都の考え)

- ・業務核都市基本構想は、多極分散型国土形成促進法に基づき、都県又は政令市が策定することとなっており、東京都では、地元住民の意見を反映して作成された「青梅市総合長期計画・基本構想」等も踏まえ、地元の青梅市と連携し、青梅市の意見や考え方も聴きながら、本基本構想の素案を作成しています。
- ・今回の基本構想素案の公表としては、東京都及び青梅市のホームページへの掲載や都庁舎及び市役所の窓口等での閲覧を行っており、周知方法は適切であると考えています。

その他

- ・この地域には活断層が通っている。何を根拠に「強固な地盤を有する土地柄」としたのか。
- ・西多摩地域にはいくつかの活断層がありますが、表層地盤の違いによって揺れの強さは大きく異なります。「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」(内閣府公表、平成17年10月)によると、青梅市の表層地盤は「揺れにくい地域」に分類されています。